

多摩市手話言語条例検討会設置要綱

(設置)

第1条 手話に対する理解の促進及びその普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に必要な施策の推進を図り、ろう者とろう者以外の者が互いに尊重しあい、意思疎通を行いながら共生することのできる地域社会を実現するための条例（以下「条例」という。）の制定に当たり、市民等の意見を求めるため、多摩市手話言語条例検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討し、及び協議し、その内容を多摩市長（以下「市長」という。）に提言する。

- (1) 条例の素案に関すること。
- (2) 条例に規定すべき事項及び内容に関すること。
- (3) 手話に関する施策の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、条例の制定に関し市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する8人以内のもの（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験者 一人以内
- (2) 聴覚障がい者団体の推薦する者 二人以内
- (3) 福祉関係団体の推薦する者 三人以内
- (4) 公募による市民 二人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 検討会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、委員会を総括する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 検討会の会議は、座長が主宰する。
- 3 検討会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 検討会の会議は、原則として公開する。
- 5 座長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

第7条 座長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。